

美浜町いじめ防止基本方針

平成30年4月

美 浜 町

目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	1
第2 いじめの定義	2
第3 町、学校、保護者等の役割	3
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	3
3 いじめに対する措置	4
第4 町としての取組	4
1 美浜町いじめ・不登校対策協議会の設置	4
2 教育委員会の附属機関の設置	4
3 町長の附属機関の設置	4
4 教職員の資質の向上	5
5 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	5
6 広報・啓発活動	5
第5 学校としての取組	5
1 いじめに対する意識の徹底	5
2 組織的な対応	5
第6 重大事態への対処	6
1 学校及び教育委員会の対応	6
2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置	6
いじめ問題への組織的な体制	7
重大事態発生時の主な対応	8

【用語の定義】

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| ○学校 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校 |
| ○学校の設置者 | 美浜町（美浜町長、美浜町教育委員会） |
| ○保護者 | 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。 |

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。したがって、本町では、すべての児童・生徒がいじめをすることなく、かつ他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行います。

いじめは、絶対に許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制づくりなど、いじめ問題に取り組んでいます。

このたび、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、本町においても、これまでの取組の積み重ねを踏まえて、町内小中学校を対象として、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「美浜町いじめ防止基本方針」という。）を策定することとなりました。この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等に一層努めます。

第 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童生徒に関わる問題です。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。

本町では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合い、学び合い、育ちあえる人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるよう努めます。

第2 いじめの定義

美浜町いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係（※1）にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要です。この際、いじめには、多様な様態があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じるおそれのあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応を取ることが必要です。

※1 「一定の人間関係」とは

○学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒をとりまく何らかの人間関係。

※2 「心理的又は物理的な影響」とは

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団から無視される。
- 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、隠されたりする。
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- インターネット等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

第3 町、学校、保護者等の役割

本町では、子どものいじめ防止等に関する各関係者が、美浜町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に対する施策を定めて実施するとともに、連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- **町**は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- **学校**は、すべての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。
- **学校**は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。
- **保護者**は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めるものとします。
- **地域社会**には、学校、家庭と連携し、社会全体で子どもたちを見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことが必要です。

2 いじめの早期発見

- **町**は、「24時間いじめ相談ダイヤル」等相談窓口の紹介を行うとともに、「教育電話相談」等相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- **町**は、児童生徒が悩みを相談しやすい環境の充実に向けて、学校に対して指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。
- **学校**は、研修等の充実を図り、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- **学校**は、教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- **保護者**は、子どもがいじめを受けた場合やいじめに関わっていると気付いた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもにいじめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。
- **地域社会**には、いじめの疑いのある状況を知った場合は、学校、保護者、その他関係機関に情報を提供することが求められます。

3 いじめに対する措置

- **町**は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。
- **学校**は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、迅速かつ組織的に対応します。
- **保護者**は、町及び学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行うことが求められます。

第4 町としての取組

町は、いじめの防止等については、学校、家庭、地域、関係機関等及び愛知県と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応していきます。

1 美浜町いじめ・不登校対策協議会の設置

- 教育委員会は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関の連携を図るための組織「美浜町いじめ・不登校対策協議会（以下「対策協議会」という。）」を設置する。対策協議会は、学校、町教育委員会、知多児童相談所、半田警察署、県派遣スクールカウンセラー、適応指導教室指導員、民生児童委員等で構成する。
- 対策協議会では、いじめ防止等に関する機関のいじめの問題への取組状況を検証・協議し、本町のいじめ防止対策の一層の充実を図ります。また、本町のいじめ防止等に関する取組が、美浜町いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、今後の取組や施策の充実に生かします。

2 教育委員会の附属機関の設置（美浜町いじめ問題専門委員会）

- 教育委員会は、法第14条第3項に基づき、町内小中学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関である「美浜いじめ問題専門委員会」を設置します。
- 教育委員会が、法第28条第1項に規定する重大事態（※3）に係る調査を行う必要が生じた場合には、この専門委員会により調査を行うこととします。

3 町長の附属機関の設置(美浜町いじめ問題調査委員会)

- 町長は、学校や美浜町いじめ問題専門委員会が行った調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関「美浜町いじめ問題調査委員会」を設置し、調査の結果について調査を行うこととします。

※3「重大事態」（法第28条第1項）とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

4 教職員の資質の向上

- 教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、愛知県及び学校と連携して、教職員に対する研修の充実を図ります。

5 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐため、愛知県及び学校と連携して、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。

6 広報・啓発活動

- 町・教育委員会は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

第5 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定します（法第13条）。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

1 いじめに対する意識の徹底

- 子どもたち、家庭、教職員で「いじめはどこでもだれにでも起こりうる」という認識をもったうえで、「いじめをしない、させない、見逃さない」という理念を共有します。
- 教職員は、いじめについて、たとえ暴力的な行為が伴わない場合であっても、子どもたちには必ず変化が生じるという認識に立って日々の指導に当たります。
- 子どもたちには、いじめの傍観者であっても許されないという意識を育てます。
- 学級担任や部活動顧問など、いじめの問題を教職員一人で抱え込まず、組織で対応することを徹底します。

2 組織的な対応

- 毎月1回の無記名調査、学期ごとの個別相談活動を実施して、子どもたちの実態把握及び早期発見に努めます。
- 校内いじめ・不登校対策委員会や職員会議等を通じて、早期発見及び迅速な措置に努めます。

第6 重大事態への対処

重大事態（法第28条）の判断基準は、以下のように示されています。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 児童生徒が自殺を企図した場合 | 2 身体に重大な傷害を負った場合 |
| 3 金品等に重大な被害を被った場合 | 4 精神性疾患を発症した場合 |
| 5 年間30日を目安とする連続した欠席がある場合 | 等 |

これらを踏まえて、児童生徒や保護者からの申立て等に基づき、適切かつ真摯に対応します。

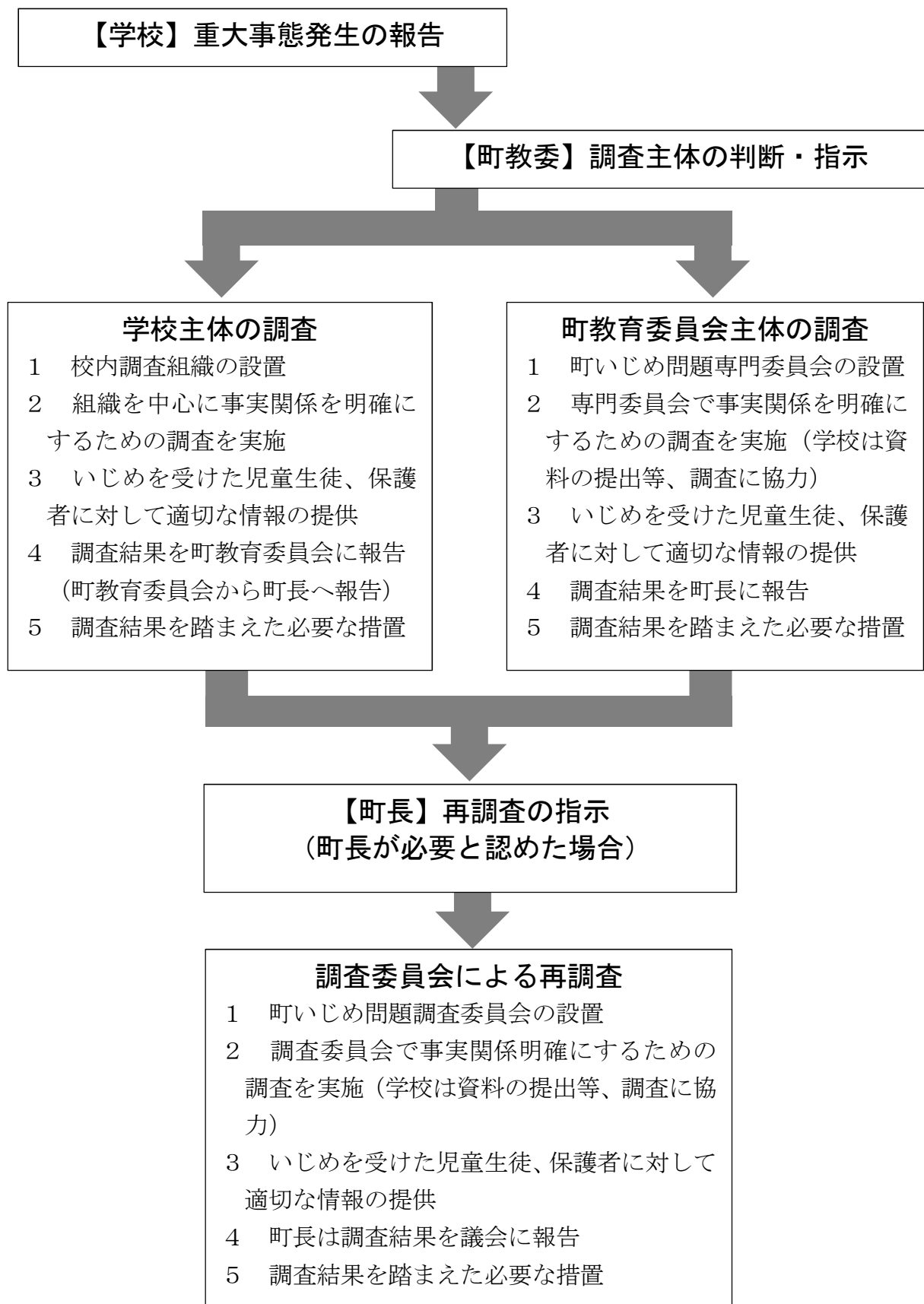
1 学校及び教育委員会の対応

- 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて町長に事態発生について報告をします。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が調査を行う場合、校内に設置している法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（例：「いじめ・不登校対策委員会」）を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、支援チームを派遣するなど、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 教育委員会が調査を行う場合、附属機関である美浜町いじめ問題専門委員会が調査を行います。
- この調査は、事実関係を明らかにするための調査（背景事情、人間関係における問題、学校・教職員の対応など）であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。
- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その必要な情報提供を適切に行います。
- 調査の結果については、学校は教育委員会を通じて町長に報告します。

2 町長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 町長は、学校や教育委員会が行った調査結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、美浜町いじめ調査委員会を設置し、調査結果について調査（以下、「再調査」という。）を行うこととします。
- 再調査を行った場合、学校については個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、町長はその結果を議会に報告します（法第30条第3項）。
- 学校について再調査を行った場合、町長又は教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や専門家を派遣するなど、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

【重大事態発生時の主な対応】



【いじめ問題への組織的な体制】

